

## 愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 204 号（諮問第 230 号）

件名：23 条通報の記録の一部開示決定に関する件

### 1 開示請求

令和 4 年 4 月 20 日

### 2 原処分

令和 4 年 4 月 28 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「実施機関」という。）は、審査請求人に係る特定年月日 A と特定年月日 B の 23 条通報の記録の自己情報開示請求について、別表の 2 欄に掲げる部分を不開示とする一部開示決定をした。

### 3 審査請求

令和 4 年 6 月 24 日

原処分の取り消しを求める。

### 4 諮問

令和 4 年 11 月 16 日

### 5 答申

令和 5 年 10 月 24 日

### 6 審議会の結論

実施機関が、一部開示決定において開示しないこととした別表の 2 欄に掲げる部分のうち、同表の 4 欄に掲げる部分は開示すべきである。

### 7 審議会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである。

#### (2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、E 保健所が、特定年月日 A と特定年月日 B に警察官から審査請求人に関して精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 23 条の規定に基づく通報を受けたときに作成した文書であ

る。

実施機関は、別表の 2 欄に掲げる部分を同表の 3 欄に掲げる理由に該当するものとして不開示にしている。

(3) 条例第 17 条第 2 号該当性について

ア 条例第 17 条第 2 号は、審査請求人以外の個人の権利利益を保護する観点から、当該審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）が含まれている保有個人情報については、不開示とすることを定めたものであり、併せて当該審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を侵害するおそれがある情報が含まれている保有個人情報についても不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、同号該当性について、以下検討する。

イ 警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名について

警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名は、審査請求人以外の個人に関する情報で、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるため、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

そして、同号ただし書ハは、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしているが、この例外として、当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、その職務の特殊性から、氏名を開示することにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼす可能性が高いことから、当該公務員等の氏名に係る部分を除くこととしている。この氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 17 年愛知県規則第 10 号）第 8 条により、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員と規定されている。

したがって、警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名は、条例第 17 条第 2 号ただし書ハに該当しない。

また、警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名は、法令若しくは条例の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないので、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロにも該当しないことは明らかである。

よって、警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名は、条例第 17 条第 2 号に該当する。

ウ 指定医氏名及び F 病院担当 PSW 氏名について

指定医氏名及び F 病院担当 PSW 氏名は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるため、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

また、同号ただし書イ、ロ及びハにも該当しないことは明らかである。

よって、指定医氏名及び F 病院担当 PSW 氏名は、条例第 17 条第 2 号に該当する。

エ 家族及び生計の状況並びに家族等（家族状況）について

(ア) 家族及び生計の状況並びに家族等（家族状況）は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの又は審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められるため、条例第 17 条第 2 号本文に該当する。

(イ) 家族及び生計の状況並びに家族等（家族状況）のうち別表の 4 欄に掲げる部分以外の部分については、法令若しくは条例の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの部分は、条例第 17 条第 2 号に該当する。

(ウ) 一方で、家族及び生計の状況並びに家族等（家族状況）のうち別表の 4 欄に掲げる部分については、法令の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報と認められることから、同号ただし書イに該当する。

よって、これらの部分は、条例第 17 条第 2 号に該当しない。

したがって、開示すべきである。

(4) 条例第 17 条第 4 号該当性について

ア 条例第 17 条第 4 号は、個人の評価、診断、選考、指導、相談等の適切な執行を確保するための規定であり、これらの事務事業の性格に着目し、これらの事務事業に関する情報で、開示請求者に開示することにより、当該事務事業の適切な執行に著しい支障を生ずるおそれのあるものは、開示しないことを定めたものである。

この考え方にに基づき、同号該当性について以下検討する。

イ 調査者の意見について

実施機関によれば、E 保健所は法第 27 条の規定に基づき調査の上必要があると認めるときは指定医による診察をさせなければならない、その判断のためには、調査内容の評価についての率直かつ詳細な意見の記載が不可欠であり、調査者の意見には、E 保健所が調査をした結果について、E 保健所の調査者による評価を含む意見が記載されていることから、審査請求人に知られることが前提となると、今

後、率直かつ詳細な意見を記載できなくなる可能性があり、E保健所による指定医の診察の必要性に係る適正な判断に著しい支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審議会において、調査者の意見について見分したところ、実施機関が主張するとおり、E保健所の調査者による評価を含む意見が記載されていることから、これらの情報を開示することにより、今後、率直かつ詳細な意見を記載できなくなる可能性があることから、E保健所による指定医の診察の必要性に係る適正な判断に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、調査者の意見は、条例第17条第4号に該当する。

(5) 条例第17条第8号該当性について

ア 条例第17条第8号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された保有個人情報是不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、同号該当性について以下検討する。

イ 相談主訴、相談に対してどう対応したのか、保護した原因及び警察の所見、症状の概要（保護以前の経緯等）、現在の状態、精神科治療歴、症状の概要、生立の状況、調査者の意見及び診断名・受診歴（以下「相談主訴等」という。）について

(ア) 当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、相談主訴等は、E保健所が関係機関及び審査請求人以外の関係者（以下「関係機関等」という。）から聞き取った内容を始め、審査請求人に関するE保健所と関係機関等との調整内容が記載されており、これらの情報は法第27条の規定によりE保健所が調査をする場合の判断や法第47条の規定によりE保健所が審査請求人を支援することになった場合の支援方法の検討において重要な情報となるとのことである。

これらの情報を公にすると、関係機関等から必要な情報を収集することが困難になり、今後の精神保健福祉関連業務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるとのことである。

(イ) 当審議会において、相談主訴等を見分したところ、実施機関が主張するとおり、関係機関等から聞き取った内容を始めとする審査請求人に関するE保健所と関係機関等との調整内容が記載されていることから、これらの情報を開示することにより、関係機関等から率直かつ詳細な情報を提供してもらえなくなる可能性があり、関係機関等から必要な情報を収集することが困難になり、今後の精神保健福祉関連業務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあると認められるため、条例第17条第8号に該当する。

## ウ 別紙について

(ア) 当審議会において実施機関から説明を聴取したところ、別紙には、法第 23 条の規定に基づき関係機関が通報をした理由が記載されており、これを審査請求人に開示することとなれば、関係機関が E 保健所に詳細な理由の記載を避けて通報することが想定され、結果として、関係機関から必要な情報を収集することが困難になり、今後の精神保健福祉関連業務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるとのことである。

(イ) 当審議会において、別紙を見分したところ、法第 23 条の規定に基づき D 警察署が知事に対して通報した理由が記載されていた。

審査請求人から審議会に提出された資料に実施機関から入手した別紙と警察本部から入手した別紙が含まれており、警察本部から入手した別紙については、別表の 4 欄に掲げる部分が開示されていた。そのため、当審議会が事務局を通じて警察本部に確認したところ、警察本部は審査請求人から開示請求があった際、別紙のうち別表の 4 欄に掲げる部分以外の部分は開示することにより保護活動に係る事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるとして条例第 17 条第 8 号により不開示としているが、別紙のうち別表の 4 欄に掲げる部分については審査請求人自身が知り得る情報であり不開示とする理由がないとして開示しているとのことであった。

別紙は法第 23 条に基づき警察本部が作成して知事に通報した文書の一部であるところ、文書を作成した警察本部が開示している部分を実施機関が開示したとしても、関係機関から必要な情報を収集することが困難となるおそれがなく、今後の精神保健福祉関連業務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるとは認められない。

個人情報の開示を求める権利を最大限尊重し、原則開示の理念に照らして条例を解釈するならば、別紙のうち別表の 4 欄に掲げる部分については、条例第 17 条第 8 号に該当しない。

したがって、開示すべきである。

(ウ) 別紙のうち別表の 4 欄に掲げる部分以外の部分は警察本部が不開示としている部分であり、この部分を開示すると、実施機関の主張するとおり、関係機関から必要な情報を収集することが困難となり、今後の精神保健福祉関連業務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあると認められるため、条例第 17 条第 8 号に該当する。

## (6) 審査請求人のその他の主張について

別表の 2 欄に掲げる部分のうち、同表の 4 欄に掲げる部分以外を不開示としたことの妥当性については前記(3)から(5)までにおいて述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

## (7) まとめ

以上により、「6 審議会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定	4 開示すべき部分
文書 1 休日夜間相談事例対応状況（報告）（特定年月日 A）	警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名	条例第 17 条第 2 号に該当	なし
	・相談主訴 ・相談に対してどう対応したのか	条例第 17 条第 8 号に該当	
文書 2 精神保健福祉法第 23 条の規定による通報録取書（電話・口頭）兼状況調査書（特定年月日 A）	警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名	条例第 17 条第 2 号に該当	
	・保護した原因及び警察の所見 ・症状の概要（保護以前の経緯等） ・現在の状態	条例第 17 条第 8 号に該当	
文書 3 緊急措置診察に係る指定医に対する意見録取書（電話・口頭）（特定年月日 A）	指定医氏名	条例第 17 条第 2 号に該当	
文書 4 引継（通報）書（特定年月日 G）	警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名	条例第 17 条第 2 号に該当	別紙のうち 1 行目 1 文字目から 10 文字目まで、4 行目 10 文字目から 6 行目 5 文字目まで、7 行目 5 文字目から 8 行目 20 文字目まで、9 行目 31 文字目から 17 行目 6 文字目まで及び 17 行目 28 文字目から 21 行目末尾まで
	別紙	条例第 17 条第 8 号に該当	
文書 5 精神保健福祉法	・症状の概要 ・生立の状況	条例第 17 条第 8 号に該当	なし

1 行政文書の名 称	2 開示しないことと した部分	3 開示しないこととした根 拠規定	4 開示すべき部分
第23条の通報に 関する調査書 (特定年月日H)	家族及び生計の状況	条例第17条第2号に該当	元妻の収入等の欄 のうち2行目
	調査者の意見	条例第17条第4号に該当 条例第17条第8号に該当	なし
文書6 休日夜間相談事 例対応状況(報 告)(特定年月日 B)	診断名・受診歴	条例第17条第8号に該当	
	警部補及び同相当職 以下の警察職員の氏 名	条例第17条第2号に該当	
	・相談主訴 ・相談に対してどう 対応したのか	条例第17条第8号に該当	
	F病院担当 PSW氏名	条例第17条第2号に該当	
文書7 精神保健福祉法 第23条の規定に よる通報録取書 (電話・口頭) 兼状況調査書 (特定年月日B)	警部補及び同相当職 以下の警察職員の氏 名	条例第17条第2号に該当	
	家族等(家族状況)	条例第17条第2号に該当	2行目
	・保護した原因及び 警察の所見 ・症状の概要(保護 以前の経緯等) ・現在の状態 ・精神科治療歴	条例第17条第8号に該当	なし
文書8 緊急措置診察に 係る指定医に対 する意見録取書 (電話・口頭) (特定年月日B)	指定医氏名	条例第17条第2号に該当	なし
文書9 引継(通報)書 (特定年月日I)	警部補及び同相当職 以下の警察職員の氏 名	条例第17条第2号に該当	なし
	別紙	条例第17条第8号に該当	通報の理由全て
文書10 精神保健福祉法 第23条の通報に 関する調査書 (特定年月日J)	・症状の概要 ・生い立ちの状況	条例第17条第8号に該当	なし
	家族及び生計の状況	条例第17条第2号に該当	元妻の収入等の欄 のうち1行目